○厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合の一部を改正する件（同一七八）　一〇三
○厚生労働大臣が定める児童等の一部を改正する件（同一七九）　一〇三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（同一八〇）　一〇四
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（同一八一）　一〇四
○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域を定める件（同一八二）　一〇四
○平成二十七年度の血液製剤の安定供給に関する計画（同一八三）　一〇五
○平成二十七年度の献血の推進に関する計画（同一八四）　一〇七
○地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（同一八五）　一〇九
○特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同一八六）　一一〇
○特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針の一部を改正する件（同一八七）　一一〇
○社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく平成二十七年度の単位掛金額を定める件（同一八八）　一一二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の六第一項の規定により希少疾病用医薬品の指定を取り消した件（同一八九）　一一二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件（同一九〇）　一一二
○成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通四四一）　一一三
○照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件等の一部を改正する件（同四四二）　一一三
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（同四四三）　一一三
○高速自動車国道に関する件（同四四四）　一一三

本号で公布された法令のあらまし

◇総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令（政令第九五号）

（総務省）

一　総務省組織令の一部改正関係

1　行政管理局の所掌事務を変更することとした。（第五条関係）

2　行政管理局に置く管理官のうち、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものを五人とすることとした。（第三六条関係）

3　行政評価局並びに同局企画課及び政策評価課の所掌事務を変更することとした。（第六条、第四一条の二及び第四二条関係）

4　政策評価・独立行政法人評価委員会を政策評価審議会に改組することとした。（第一二一条関係）

5　政策評価審議会の所掌事務等を規定することとした。（第一二三条関係）

二　政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正関係

1　政策評価・独立行政法人評価委員会令の題名を政策評価審議会令に改めることとした。（題名関係）

2　政策評価・独立行政法人評価委員会に設置されている政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会を廃止することとした。（第五条関係）

三　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人評価制度委員会令（政令第九六号）

（総務省）

1　独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第一条関係）

2　委員会の定足数及び議決について定め、これらを部会の議事について準用することとした。（第二条関係）

3　委員会の庶務は、総務省行政管理局に置かれる管理官が命を受けて行う場合を除き、同局企画調整課において処理することとした。（第三条関係）

4　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることとした。（第四条関係）

5　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（政令第九七号）（総務省）

1　高度専門職の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二六年政令第三一九号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号に係るものに限る。）をもって在留する者については、住民基本台帳カードの有効期間の特例の対象から除くこととした。（第三〇条の三〇関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九八号）

（総務省）

1　国会議員の選挙等に係る投票所経費、事務費等の地域加算について、公務員給与における地域手当の改定等を踏まえ、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇消費者庁組織令の一部を改正する政令（政令第九九号）（消費者庁）

1　参事官の設置期間を延長することとした。（附則第三項関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇経済産業省組織令の一部を改正する政令（政令第一〇〇号）（経済産業省）

1　商務情報政策局及びヘルスケア産業課の所掌事務を変更することとした。（第九条及び第八七条関係）

2　中小企業庁経営支援部及び小規模企業振興課の所掌事務を変更することとした。（第一五〇条及び第一六〇条関係）

3　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。